

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況はありません。

2. 重要な会計方針

（1）固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずる定額法。耐用年数到来時においても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額(1円)まで償却を行う。

- ・平成19年4月1日移行に取得した有形固定資産

残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する、償却率を乗ずる定額法。

- ・無形固定資産

当初より残存価額をゼロとし、償却率を乗ずる定額法。

（2）引当金の計上基準

- ・退職給与引当金

該当なし

- ・賞与引当金

6,000,000円

当法人に有価証券及びリース資産はありません。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりです。

- ・確定給付型退職給付制度 — 島根県県社会福祉協議会が主催する退職共済制度
- ・確定拠出型退職給付制度 — 独立行政法人医療福祉機構が主催する退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっています。

- （1）法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

- （2）日脚保育園拠点区分における拠点区分計算書

（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

当法人は社会福祉事業のみを実施し、また拠点は日脚保育園単独である為、以下の作成を省略しています。

（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

- （3）日脚保育園拠点区分におけるサービス区分の内容

「本部」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	5,275,000	0	0	5,275,000
建物	242,775,307	968,000	9,227,278	234,516,029
定期預金		0	0	
合計	248,050,307	968,000	9,227,278	239,791,029

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりです。

土地（基本財産）	0円
建物（基本財産）	86,082,111円
計	86,082,111円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりです。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	5,400,000円
計	5,400,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	351,606,958	117,090,929	234,516,029
建物	0	0	0
構築物	16,070,483	6,454,091	9,616,392
機械及び装置	0	0	0
車両運搬具	1,560,000	715,000	845,000
器具及び備品	43,851,469	37,604,332	6,247,137
有形リース資産	0	0	0
ソフトウェア	999,000	998,999	1
合計	414,087,910	162,863,351	251,224,559

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりです。該当なし

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事実上の関係				

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 — 該当なし
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし